

【2025年度以前に標準修業年限超過となっていた者】

2026年度における第5セメスター（学期）以降の納付金について

修士課程及び博士課程前期では2年間（4セメスター）を超えて在籍する場合は、第5セメスター以降、順次在籍セメスターが進むこととなります。

2025年度以前に標準修業年限超過となっていた学生の第5セメスター以降の納付金は、【表】に基づき納入していただきます。

- 第5セメスター以降在学中に納入いただく金額は、基本料、単位料及び学位論文等指導料の合計額となるため、不足単位数に応じて金額が異なります。
- 基本料、単位料及び学位論文等指導料の合計額が1セメスターの所定の金額（授業料）を超える場合は、所定の金額を納入していただきます。

【表】セメスター（半期）分

《単位：円》

研究科・専攻	基本料	単位料 (1単位あたり学費×不足単位数)	学位論文等指導料 (1単位料相当)	納入額
文学研究科	155,000	41,000×不足単位数	41,000	基本料・単位料及び学位論文等指導料の合計
政治学研究科	155,000	39,000×不足単位数	39,000	
経済学研究科	155,000	41,000×不足単位数	41,000	
法学研究科	155,000	39,000×不足単位数	39,000	
人間環境学研究科	178,000	44,000×不足単位数	44,000	
芸術学研究科（音響芸術専攻）	217,000	58,000×不足単位数	58,000	
芸術学研究科（造型芸術専攻）	205,000	55,000×不足単位数	55,000	
体育学研究科	178,000	47,000×不足単位数	47,000	
健康学研究科	178,000	47,000×不足単位数	47,000	
理学研究科（数理科学専攻）	195,000	52,000×不足単位数	52,000	
理学研究科（数理科学専攻以外）	199,000	53,000×不足単位数	53,000	
工学研究科	199,000	44,000×不足単位数	44,000	
情報通信学研究科	199,000	53,000×不足単位数	53,000	
海洋学研究科	199,000	50,000×不足単位数	50,000	
医学研究科（看護学専攻）	199,000	53,000×不足単位数	53,000	
農学研究科	199,000	53,000×不足単位数	53,000	
生物学研究科	199,000	50,000×不足単位数	50,000	

※医学研究科医科学専攻は、2025年度の修士課程2年次の学費とする。

（注）

- ① 上記の他に、学生健康保険互助組合費及び同窓会費（既定回数納入済みの場合は不要）を納入していただきます。
- ② 休学者については、上記の金額とは異なり、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ③ 2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生及び2026年度に5セメスター以上に再入学をした学生は、【2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生】をご確認ください。